

所管部課	教育部教育総務課		部長	小俣 学	
件 名	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和5年4月1日付けで行われる組織改正に伴い、事務分掌を変更する必要性が生じたことから、本規則を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 教育総務課施設係及び学務係の事務分掌を追加。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 令和5年4月1日付けで行われる組織改正に適合した規則となる。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>文書課において審査済み。 令和5年 3月22日 令和5年第2回東大和市教育委員会臨時会において承認済み。</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。